

山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合

軽食・喫茶コーナー募集要項

1 目的

山梨県立男女共同参画推進センター（以下、「センター」という。）では、県民の皆様のサービス向上を図り、より身近で親しみのある施設としてご利用いただくため、軽食・喫茶コーナーを開設しています。この軽食・喫茶コーナーにおける飲食提供サービスを行う事業者を広く募集します。

2 募集業者 1 事業者

3 募集期間および委託期間

募集期間：令和5年3月16日 ～ 令和5年4月9日

委託期間：令和5年5月9日（予定） ～ 令和9年3月31日

4 実施場所

山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合） 軽食・喫茶コーナー

（1）厨房及びカウンター（9.7575㎡）

・水道1、流し台 1台、電気湯沸器1基（調理は、電磁調理方式とする。）

（2）客席スペース（他のセンター利用者と共同使用 76.279㎡）

・テーブル 6台、椅子 24脚

5 軽食・喫茶コーナーの概要等

施設利用者の昼食や研修・会議の合間の憩いの場、情報交換の場として品格と利便性を備えた施設運営とする。

施設の目的を達成し、利用者のサービスの向上を図るため、公序良俗、青少年の健全育成に反しない範囲で営業すること。

6 軽食・喫茶コーナーの営業に関する留意点

（1）厨房で調理した飲食の提供又は移動販売による飲食の提供とし、提供するために必要な場所については、センターと協議する。

（2）メニュー・価格

軽食・喫茶コーナーの性格を踏まえたメニューと価格を設定すること。

（3）営業日及び営業時間

営業日は、センターの開館日を原則とし、営業時間は、午前9時から午後5時までの中で定めることとする。（休館日：第2・第4月曜日及び年末年始）

（4）営業に係る従業員

従業員の教育や適正配置に努めること

（5）安全・衛生

飲食提供サービスの実施にあたり、常に食品衛生法その他の関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

（6）苦情処理

飲食提供サービスの実施にあたり、利用者からの苦情等があった場合は誠意を持って対応するものとし、その内容及び対応状況を遅滞なくセンターに報告すること。

(7) 経費負担

飲食提供サービスの開始・開設に要する経費、営業に要する電気、水道、その他の費用は事業者が負担するものとする。

(8) 営業の中止

営業を中止するときは、事前にセンターにその旨を説明し、事業者自らの責任と負担により、現状に回復しなければならない。

センターの改修工事等により、休館となる場合は営業を中止する。この際の保証等はないものとする。

(9) 使用料等

使用料は事業者の提案を参考に決定する。振込み手数料は事業者の負担とする。

7 飲食提供サービスを行う事業者の要件

(1) 山梨県内に主たる事務の本拠又は住所を有すること。

(2) 営業に当たっては、食品衛生責任者養成講習会終了者を従事させること。

(3) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 2 項の規定に基づく、飲食営業ができること。

(4) 施設の管理運営方針を理解し、利用者の利便性向上のため、積極的に協力できること。

(5) 過去 3 年間に食品衛生法違反による処分を受けたことがないこと。

(6) 過去 1 年間、県税の未納がないこと。

8 飲食提供サービスを行うことが出来ない者

(1) 禁固 1 年以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 成年後見人及び被保佐人

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(4) 法人にあっては、業務を執行する役員のうち、上記（1）から（3）までの一に該当する者がいる場合

9 募集要項等の配布

県立男女共同参画推進センターホームページからダウンロードするか、希望する場合は、当センターで配布する。（午前 9 時から午後 5 時まで（休館日を除く））

10 現地説明会

喫茶コーナーの厨房、備品等について、次の日程で現地説明会を行う。

参加を希望される方は、事前に電話により申し込み。

説明会日程 令和 5 年 3 月 2 8 日（火） 1 3 時 3 0 分～

11 申請書の受付期間

受付期間 令和5年4月1日（土）から令和5年4月9日（日）まで

受付時間 午前9時から午後5時まで

12 提出書類

山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合 軽食・喫茶コーナー申請書（別紙様式）

13 提出先

山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合

（〒400-0862 甲府市朝気 1-2-2）

14 申込み方法

持参または郵送により提出すること。（郵送の場合は4月9日（日）必着）

15 事業者選定

（1） 一次審査は、提出された申請書をもとに、書類審査を行う。なお、審査結果については、書面により令和5年4月14日（金）までに結果を通知する。

（2） 二次審査は、一次審査通過事業者に対してヒアリングを行い、事業者を選定する。ヒアリングは、令和5年4月17日（月）を予定

（3） 選定の結果は書面により通知する。

16 問合せ先

山梨県立男女共同参画推進センター（3/17まで、仮移転先：〒400-0005 甲府市北新1

丁目2-1 3/18以降、〒400-0862 甲府市朝気1-2-2）

TEL 055-235-4171 FAX 055-235-1077（担当者：武田・米山）

(様式)

山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合 軽食・喫茶コーナー申請書

法人名等	
代表者名	
住 所	
TEL	
FAX	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

「事業計画書」

1.運営方針

2.サービスの提供方法・使用料の提案

3.利用者の確保に繋がるためのPR方法

「食事の提供内容」

食事の内容は栄養士が作成した献立でお願いします。(写真貼付)

メニュー	内容	金額

「法人等概要書」

種別	公益・一般 財団法人 公益・一般 社団法人 NPO 法人 株式会社 有限会社 合同会社 その他の法人 () その他の団体 () その他 ()
団体名	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
資本金又は基本財産	千円
売上高	千円
社員(職員)数	人
業務内容	
法人等の特色	
実績	

「その他」

食品衛生法第 52 条第 2 項の規定に基づき、飲食営業許可証の写しを提出してください。